国の会計と関連制度(9回目) ~国の公共調達の概要(その1)~

公認会計士 長村 彌角

国は、その政策を執行するにあたっては、税金や利用 料などとして広く国民から徴収した資金を財源として、 補助金や交付金などの形、もしくは、市場からの財貨・ サービスの購入や賃借、業務委託や請負、人の雇用など の形で資金を支出することになる。市場からこれらの財 貨等の調達を行う公共調達では、国であっても市場ルー ルに従い「契約」を締結することになる。令和3年度の 国の連結財務書類の連結区分別収支計算書1では、市場 において「契約」(雇用を除く)が必要と思われる、例 えば、人件費や年金給付、持続化給付金、補助金等を除 いた、公共用施設整備費等、委託費等、庁費等、有価証 券の取得、その他の支出、国及び独立行政法人等におけ る施設整備支出を合計すると、113兆8,412億円、業務 支出総額の40.6%になる。会計法では公共調達におけ る国の契約方式を定めているものの、経済活動の変化に 伴う財貨等の性質の変化や、事業者の規模拡大や専門性 の分化、談合などの不正行為などから、国は様々な角度

から契約方式の運用見直しとその適正化を強く推進して きている。本稿では、公共調達に係る国の契約方式の概 要と主な適正化の取組みについて触れていく。

1. 国の契約方式

国の活動は、国民の税金等を基盤としているため、国 が特定の者と契約する場合は、当該特定の者の選定方 法、契約内容・条件、金額などそれぞれが公正に進めら れること (公正性・公平性)、国にとって最も有利な契 約であること(経済性)、そして契約した内容が適正に 履行されること(確実性)、さらに、これら契約に対す る説明責任(透明性)が求められる。

国の契約方式については、これらのような国の活動の 特徴や会計法第29条の3の構成から、一般競争契約が原 則的な方式であり、一定の事由ある場合には指名競争契 約、随意契約が認められることとしている。

(図表1) 国の契約の分類

**	会計法第29の3 第1項	一般競争	
競争入札	会計法第29の3 第3項	指名競争	指名基準の作成
76	会計法29条の3 第5項	指名競争	指句歴年のFM
	第3項 (できる規定)	少額随意契約等	
随意契約		(1)契約の性質又は目的が 競争を許さない場合	企画競争・公募
契約	会計法第29の3 第4項	(2)緊急の必要により競争に 付すことができない場合	
		(3)競争に付することが不利と 認められる場合	

競争性・透明性確保のための手続

(出所:財務省会計制度研究会資料2))

以下、これら3つの契約方式の概要である。

(1) 一般競争契約

の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、せると、(十分な)契約履行能力のない者が参加したり、

契約主体である国に最も有利な条件提供した者との間に 締結する契約方式であり、会計法第29条の3第1項を根 拠とする。この方法は、広く公平に、自由に参加できる 一般競争契約とは、国が契約に関する公告をし、一定ところに特徴がある一方で、全く制限なく入札に参加さ

¹ https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2021/kuninozaimugassan2021.html

² https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/1-2keiyakuhousiki.pdf P14

入札行為自体を妨害する目的で参加することで秩序が乱 されるなどの惧れがある。そこで、一般競争契約に加わ ろうとする者に必要な資格を求めるなど、一定の要件を 設定することができる。

会計法

第二十九条の三

契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約 担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他 の契約を締結する場合においては、第三項及び第四 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせる ことにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格 及び同項の公告の方法その他同項の競争について必 要な事項は、政令でこれを定める。

① 最低価格落札方式

最低価格落札方式とは、価格面で最も競争性の高い方 法であり、予定価格³の範囲内での最低価格で落札者を 選定する方式である。

② 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格に加え公告仕様に対して の性能等を提案させ、あらかじめ定めた性能等に対する 評価基準に従って評価した結果と価格を加味し、国にと って最も有利な条件を提示した者と契約をする方式であ る。価格は予定価格の範囲内であることが前提となる。 総合評価落札方式は、会計法第29条の6第2項、予算決 算及び会計令(以下、予決令という。)第91条第2項を 根拠としている。

会計法

第二十九条の六

② 国の所有に属する財産と国以外の者の所有す る財産との交換に関する契約その他その性質又は目 的から前項の規定により難い契約については、同項 の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、 価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの (同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの) をもつて申込みをした者を契約の相手方とすること ができる。

予決令

第九十一条

2 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二 項の規定により、その性質又は目的から同条第一項 の規定により難い契約で前項に規定するもの以外の ものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議し て定めるところにより、価格その他の条件が国にと つて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札 者とすることができる。

(2) 指名競争契約

指名競争契約は、契約主体である国が、資力・信用そ の他について適当であると認める特定多数の競争参加者 を選び、入札の方法によって競争させ、その中から相手 方を選定して締結する契約方式である。会計法第29条 の3第3項を根拠とする。業者を事前登録する際に、業 者の資力や履行能力、信用、過去の実績などを審査する ため、適正な履行に疑義が持たれる業者の参加を防止で きるといった利点がある。

会計法

第二十九条の三

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき 者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及 び同項の競争に付することが不利と認められる場合 においては、政令の定めるところにより、指名競争 に付するものとする。

(3) 随意契約

随意契約とは、契約主体である国が、契約の相手方を 選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の 者を選んで締結する契約方式である。会計法第29条の3 第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊 急の必要により競争に付すことが出来ない場合及び競争 に付すことは不利と認められる場合」という特定の場合 に加え、会計法第29条の3第5項では、契約に係る予定 価格が少額である場合(少額随意契約:予決令第99条 第2号、3号、4号、7号)、その他政令で定める場合に 随意契約ができる。

会計法 第二十九条の三

- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊 急の必要により競争に付することができない場合及 び競争に付することが不利と認められる場合におい ては、政令の定めるところにより、随意契約による ものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政 令で定める場合においては、第一項及び第三項の規 定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名 競争に付し又は随意契約によることができる。

³ 予定価格とは、契約担当官等が競争を行うに当たって、事前に予定した競争に係る見積価格をいう。支出原因契約におい ては、予算の限度内において契約するための最高の予定契約金額としての意味をもつほか、予算をもって最も経済的な調 達をするために、適正かつ合理的な価格を積算し、これにより入札価格を評価する基準としての意味もある。

予決令

(随意契約によることができる場合)

第九十九条

会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約 によることができる場合は、次に掲げる場合とす る。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製 造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入 れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えな い物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払う
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えな い物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸 借以外の契約でその予定価格が百万円を超えない ものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 力、沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により 特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財 務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これ らに準ずるものの生産に係る物品を売り払うと き。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納 入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付け をすることができる者にその財産を売り払い又は 有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築 材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助 に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法 人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直 接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に 物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため 設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の 共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同 組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会 の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買 い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を 売り払い又は貸し付けるとき。

- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な 物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者か ら直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するた め必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り 払い、貸し付け又は信託するとき。
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特 別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けると
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を 買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地 若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売 を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果 に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研 究を受託した者に売り払うとき。

第九十九条の二

契約担当官等は、競争に付しても入札者がないと き、又は再度の入札をしても落札者がないときは、 随意契約によることができる。この場合において は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争 に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更 することができない。

第九十九条の三

契約担当官等は、落札者が契約を結ばないとき は、その落札金額の制限内で随意契約によることが できる。この場合においては、履行期限を除くほ か、最初競争に付するときに定めた条件を変更する ことができない。

随意契約であっても、複数者を参加させる、もしくは 複数者に参加の門戸を開くことで競争性を持たせた競争 性のある随意契約と、法令の定めや財貨等の性質から競 争性を排除した競争性のない随意契約がある。

① 競争性のある随意契約

(企画競争方式)

企画競争方式とは、業者選定の公平性、透明性を図る ため、複数業者から企画書等と提出させるなどして、こ の内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定し契約する 方式である。「公共調達の適正化について(平成18年8 月25日) 財計第2017号」(以下、財務省通達、という) では、次のように定義されている。

「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を 求め、その内容について審査を行う方法をいう。企 画競争を行う場合には、特定の者が有利とならない よう、

イ) 参加者を公募すること、

- 口) 業者選定に当たっては、業務担当部局だけで はなく契約担当部局も関与する必要があること、
- ハ)審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた 複数の採点項目により採点を行うこと、等によ り、競争性及び透明性を担保するものとする。

(公募方式)

公募方式とは、行政目的達成のために、どのような設 備や技術等が必要であるかをホームページなどで具体的 に明らかにしたうえで参加者を募り、参加者が一者であ った場合に契約する方式である。実務では、確認公募と して、参加者の有無を確認する際に用いられることもあ る。企画競争と同様に、財務省通達では競争性のある随 意契約と位置付けられており、次のように定義されてい

「公募」とは、行政目的達成のため、どのような 設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で 具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることを

公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特 殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者 の判断により、特定の者と契約していたようなもの について、当該技術又は設備等を有している者が、 他にいる場合がないとは言い切れないことから、必 要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募る ものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在 することが考えられるようなものについては、原則 として、一般競争入札(総合評価方式を含む。)を 行うこととし、事務又は事業の性格等から、これに より難い場合には、企画競争を行うものする。

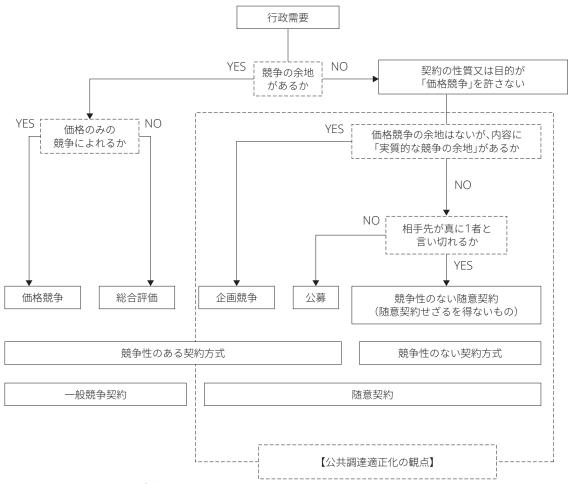
② 競争性のない随意契約

財務省通達では、競争性のない随意契約によらざるを 得ない場合として、次のように記載されている。

競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定 されるもの
- (イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定め られているもの
- (ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方 が一に定められているもの
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、 当該閣議決定により、その実施者が明示されて いるもの
- (二) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手 方が一に定められているもの
- ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可 能であることから場所が限定され、供給者が一に 特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約 を含む。)
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- その他
- (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国 政府及び製造元である外国企業からライセンス 生産を認められている場合における当該防衛装 備品及び役務の調達等
- (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務に ついて、供給又は提供を受けるもの(提供を行 うことが可能な業者が一の場合に限る。)
- (ハ) 郵便に関する料金 (信書に係るものであって 料金を後納するもの。)
- (二) 再販売価格が維持されている場合及び供給元 が一の場合における出版元等からの書籍の購入
- (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
- (へ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情 報について当該情報を提供することが可能な者 から提供を受けるもの

(図表2: 各契約方式の概念図)



(出所:財務省会計制度研究会資料4)

図表2内の「公共調達適正化の観点」の点線枠は、会 計法に規定されている随意契約を、財務省通達において 「企画競争」「公募」「競争性のない随意契約」の類型に 分類している契約方法である。

2. 契約手続

各契約方法に関する手続きは、予決令において、以下 のように定められている。

(1) 競争参加資格

予決令では、一般競争に付する際には、原則として、 契約締結能力のない者や指定暴力団員などを競争に参加 させることが出来ないとし(予決令第70条)、過去に契 約の履行にあたって不正の行為をした者や公正な競争を 妨げた者、不正の利益を得るために連合した者などは、 3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことが タル(後述)から業者単位で検索ができる。 出来るとしている(予決令第71条)。

また、必要があるときには、工事、製造、物件の買入 れその他の契約種類ごとに、その金額等に応じて、エ 事、製造、販売などの実績、従業員数、資本の額その他 の経営規模や経営の状況に関する事項について、一般競 争に参加する者に必要な資格を定めることができるとさ れている(予決令第72条第1項)。これは、前提となる 競争性を喪失させない範囲で、一定水準以上の履行能力 があると推察される者に参加資格を付与することで、確 実な契約の履行を図ることを目的としている。

国では、各省庁における物品の製造・販売等にかかる 一般競争及び指名競争の入札参加資格(全省庁統一資 格)を設けており、当資格は、全省庁、その外局及び附 属機関その他の機関並びに地方支分部局、47都道府県 で有効である。例えば、役務の提供であれば図表3の項 目で点数評価され、等級がAからDまで格付けされる。 格付けの結果に加え、過去の落札情報含めて、調達ポー

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/1-2keiyakuhousiki.pdf P15

(図表3:全省庁統一資格評価時の付与数値・等級等)

項目		付 与 勃	数 値(物品の類	販売・役務の提供	・物品の買受)	
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・ 販売)高(前2ヶ	65点	60点	55点	50点	45点	40点
年の平均実績高)	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未 満1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
	35点	30点	25点	20点	15点	
②自己資本額の合 計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
 	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
	10点	8点	6点			

合計(最高点)100点

物品の販売、役務の提供等

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	А	3000万円以上
80点以上 90点未満	В	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	С	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

(出所:調達ポータルHP (https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/pdf/bekki.pdf))

(2) 公告及び競争

一般競争及び指名競争をする場合には、入札期日の前 (予決令第80条)。 日から起算して少なくとも10日前に、官報、新聞紙、 掲示その他の方法により公告する必要がある。但し、急 た価格のないとき、すなわち、入札価格全てが予定価格 を要する場合には5日まで短縮することができる(予決 を上回るときは、直ちに再度の入札をすることができる 令第74条)。実務では、一者応札(競争参加者が一者の (予決令第82条)。予定価格を下回る価格の入札価格が みとなり、実質的に競争にならない入札)を避けるため に、参加者を一者でも多くする目的で公告期間を10日 よりも長く設定する場合がある。公告では、競争入札に 付する事項や参加資格、競争執行の場所、入札保証金に 関する事項についてなされる(予決令第75条)。

国は、競争入札事項に関する仕様書や設計書などから じ引きで落札者を決める(予決令第83条)。 予定した価格(予定価格)を作成し、内容が漏れない方

場合には、単価について予定価格を定めることもできる

全ての参加者の入札価格のうち予定価格の制限に達し あるまで、何度でも再度の入札を続けることができる が、参加者は再度の入札を辞退することもできる。

(3) 落札者の決定

落札となる価格が複数者で同価であった場合には、く

仮に、予定価格を大きく下回った入札価格があった場 法によって、開札の際に開札場所に置く必要がある(予 合には、低入札価格として、契約履行能力があるかを調 決令第79条)。予定価格は、競争入札事項の総額につい 査し、履行能力がないと判断された場合には、予定価格 て、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の の制限の範囲内の入札価格で次順位者を落札者とする 多寡、履行機関の長短等を考慮して適正に定められ、一 (予決令第86条、88条、89条)。このような低入札価格 定期間計測してする製造や加工、売買、供給等の契約のの調査が行われる契約は、予定価格が1,000万円を超え る工事又は製造その他についての請負契約とされており (予決令第84条)、各省庁は、低入札価格の基準を定め なければならない(予決令第85条)。

例えば、財務省では、大臣官房会計課長から各部局長 あてで「予算決算及び会計令第85条の基準の運用方針 等について」(平成11年4月8日蔵会第1194号 令4.3.9 財会第884号)」(令和4年3月9日改正)5として内容を公 表している。これによれば、契約ごとに10分の7.5から 10分の9.2の範囲内で定める割合とし、その割合の算定 方法は次のように記載されている。

- イ. 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合 計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となっ た消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を 加算した額を予定価格で除して得た割合とする。 ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあ っては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場 合にあっては10分の7.5とする。
- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 口、特別なものについては、イの算定方法にかか わらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜 の割合とする。

(4) 契約の締結

競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相 手方を決定したときには、契約の目的、契約金額、履行 期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載 した契約書(予決令第100条)を原則として作成しなけ ればならず、契約の双方が契約書に記名押印しなければ 契約は確定しないとされている(会計法第29条の8)。 また、契約の際には、例外(予決令第100条の3)を除 き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさ せる必要がある(会計法第29条の9)。

なお、会計法に基づき作成することとされている契約 書については、電磁的記録の作成によって紙での作成に 代えることができ、その場合の記名押印については、財 務大臣の定める措置(電子署名)によることとされてい る(会計法第49条の2、契約事務取扱規則第28条第3 項)。

会計法

第四十九条の二

この法律又はこの法律に基づく命令の規定により 作成することとされている書類等(書類、計算書そ の他文字、図形その他の人の知覚によつて認識する ことができる情報が記載された紙その他の有体物を いう。次項及び次条において同じ。)については、 当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて は認識することができない方式で作られる記録であ つて、電子計算機による情報処理の用に供されるも のとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同 条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該書 類等の作成に代えることができる。この場合におい て、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成 されている場合の記名押印については、記名押印に 代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財 務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則(昭和三十七年大蔵省令第五十二 号)

(電磁的記録により作成する書類等の指定) 第二十八条

次の各号に掲げる書類等の作成については、次項 に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規 定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事 項を記録した電磁的記録により作成することができ る。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記 録で作成されている場合の記名押印に代わるもので あつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣 が定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務 に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第 一項の電子署名をいう。)とする。

電子署名及び認証業務に関する法律

(定義)

第二条

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって は認識することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。以下同じ。)に記録することができる情 報について行われる措置であって、次の要件のいず れにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るも のであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどう かを確認することができるものであること。

⁵ https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19990408-1194-03.htm

(5) 契約の履行等

国の財産を売却する場合には、原則として、その引渡 しの時まで又は移転もしくは登録の時までに、代金を完 納させなければならない(予決令第101条)。これは、 国の財産を相手方に移転させた後に代金が納入されない リスクへの対応であり、契約の適正な履行を確保するた めである。

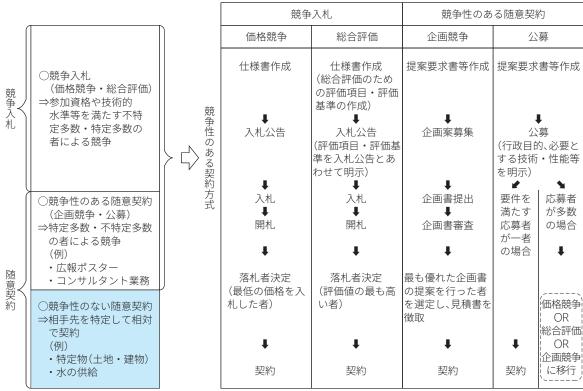
また、工事や製造その他の請負契約の適正な履行を確 保するために、立会いや指示などの方法により監督をし (予決令第101条の3)、契約の完了を確認するために、 契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき必 要な検査を行い(予決令第101条の4)、原則として検 査調書を作成する(予決令第101条の9第1項)。検査調

書を作成する場合には、この検査調書に基づかなければ 支払いができない(予決令第101条の9第2項)、すなわ ち、契約の相手方の給付完了後に支払うことが原則とな っている。

(6) 随意契約の手続き

随意契約は、一般競争契約や指名競争契約と比較し、 その手続きが簡便な点が特徴である一方で、簡便であっ ても、手続きの公正性・公平性は保たれる必要がある。 そのため、随意契約による場合には、なるべく二者以上 から見積書を入手しなければならないとされている(予 決会99条の6)。

(図表4: 各契約方式の手続き)



(出所:財務省会計制度研究会資料6)

3. 公共工事の入札及び契約の適正化の促 進に関する法律(平成12年法律第127

公共調達には公正性・公平性、経済性が求められるに もかかわらず、公共工事の入札や契約を巡る談合などが 生じ続けていた状況に鑑み、公共工事の適正化促進の法 制面として、2000年に公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律(以下、入札契約適正化法とい う。)が制定された。これは、国や特殊法人等の行う公 共工事の入札及び契約に関して、情報の公表や不正行為 等に対する措置等に加え、公共工事の適正化指針の策定

等の制度整備により、公共工事に対する国民の信頼確保 と建設業の健全な発展を図ることを目的としている(入 札契約適正化法第1条)。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の基本と なるべき事項

入札契約適正化法第3条では、次の点で、適正化が図 られなければならないとしている。

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の
- 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろ うとする者の間の公正な競争の促進

⁶ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/1-2keiyakuhousiki.pdf P16

- ③ 談合その他の不正行為の徹底排除
- ④ 請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結防止
- ⑤ 契約された公共工事の適正な施工の確保

(2) 国による情報の公表

各省庁の長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(以下、入札契約適正化施行令という。)に従い、毎年度、当該年度の公共工事の発注見通しに関して、官報や日刊新聞紙、インターネット等により次の事項を公表しなければならない(入札契約適正化法第4条、入札契約適正化法施行令第2条)。なお、特殊法人等においても同様である。

- ① 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- ② 入札及び契約の方法
- ③ 入札を行う時期(随意契約を行う場合は、契約締結時期)

(3) 公共工事の適正化指針

国は、各省庁の長等による公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置として、次の点に関する適正化 指針を定めなければならないとされている(入札契約適 正化法第17条第1項、第2項)。

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること
- ③ 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること
- ④ 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない 契約の締結を防止するための入札及び契約の方法 の改善に関すること
- ⑤ 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること
- ⑥ 将来における、より適切な入札及び契約のための 公共工事の施工状況の評価の方策に関すること
- ⑦ その他、入札及び契約の適正化を図るため必要な 措置に関すること

適正化指針の策定は特殊法人等の自主性に配慮することになっているが、適正化指針案の作成に先立ち、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣は、各省庁や特殊法人等を所管する大臣と協議し、さらに国土交通大臣は中央建設業審議会の意見を聴き、その上で、適正化指針案は閣議決定が要求されている(入札契約適正化法第17条第3項、第4項、第5項)。

各省庁の長は、この適正化指針に従って、公共

工事の入札及び契約の適正化を図るための必要な措置を講ずるように努めなければならない(入札契約適正化法第18条)。

(4) 適正化指針における公正な競争の促進に関 する事項

適正化指針は、2000年の入札契約適正化法の施行以降、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)の施行に合わせた2006年の改正、災害対応などの地域維持事業を担っている地場建設業者の疲弊や建設市場の縮小に伴うダンピングなどを受けた2011年の改正、建設業法、品確法及び入札契約適正化法(担い手3法)の2014年及び2019年の改正(新担い手3法)を受けた改正を重ね、現在に至っている。

現在の適正化指針では、主として入札に参加しようとしては契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項として、以下の内容が記載されている。なお、適正化指針の詳細については、2022年5月20日閣議決定資料7を確認されたい。

① 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性や透明性が高く第三者による監視が容易であること、潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴がある一方で、その運用次第では事務量が大きく、不良・不適格業者の排除が困難、建設投資の減少と相まって受注競争を過度に激化させダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。各省庁の長等は、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図る。

指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できることや一般競争入札に比して手続が簡易であること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方で、競争参加者が限定されることや恣意的な指名が行われた場合の弊害も大きいこと等もある。各省庁の長等は、指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定、公表の上、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用する。

② 総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、品確法に基づき、価格及び価格 以外の要素も総合的に評価するため、価格と品質が総合 的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式 である。一方で、発注者である国による競争参加者の施 工能力、技術提案の審査及び評価における透明性及び公

⁷ https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001482292.pdf

正性の確保が特に求められる。各省庁の長等はこうした 総合評価落札方式の性格を踏まえ、評価基準や実施要領 の整備、総合評価の結果の公表及び具体的な評価内容の 通知を行うほか、落札者決定基準等について学識経験者 等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずる。ま た、品確法第16条に基づく段階的選抜方式を活用する こと等により、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な 措置を適切に講じる。公共工事を受注する建設業者の技 術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、 民間の技術力の活用により、入札段階で施工方法等の技 術提案を受け付ける入札時VE(バリュー・エンジニア リング)方式8、施工段階で施工方法等の技術提案を受け 付ける契約後VE方式⁹、入札時に設計案等の技術提案を 受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一 括発注方式10等民間の技術提案を受け付ける入札及び契 約の方式の活用に努める。

③ 地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管 理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修 繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた建設業 者の減少・小規模化が進んでいる。このため、地域維持 事業の担い手の安定的確保の必要がある場合には、人員 や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保 を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、品確法第 20条に基づき次のような契約方式を活用する。

- ・複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位 や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的 に一の契約の対象とする。
- ・実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすること が可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者と し、必要に応じ地域の建設業者が継続的な協業関係を 確保し実施体制を安定確保するために結成される建設 共同企業体(地域維持型建設共同企業体) や事業協同 組合等とする。

④ 災害復旧時等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工 が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること が求められる。このため、災害応急対策又は災害復旧に 関する工事は、品確法第7条第1項第3号に基づき、手続

の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、会計法等に規 定される随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急 性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択する。

- ・災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事 のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、 緊急の必要により競争に付することができないもの は、随意契約(会計法第29条の3第4項)を活用する。
- ・災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないも のであって、一定の期日までに復旧を完了させる必要 があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わる べき者が少数で一般競争入札に付する必要がないもの は、指名競争入札(会計法第29条の3第3項)を活用 する。また、品確法第7条第4項も踏まえ、適宜調整 を図るため、他の発注者と情報交換を行うこと等によ り連携を図るよう努める。

(参考)公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質 な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現 及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創 出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等 に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世 代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事 の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方 針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の 促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基 本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共 工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の 向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目 的とする。

(発注者等の責務)

第七条

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の 確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い 災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、そ の他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争 入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契 約の方法を選択するよう努めること。

- 8 民間において施工方法等に関して固有の技術を有する工事等で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものを対 象として、工事の入札段階で、設計図書による施工方法等の限定を少なくし、限定していない部分の施工方法等について 技術提案を受け付け審査した上で、競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づいて入札し、価格競争により落札者 を決定する方式。
- 9 主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注 者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のイン センティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更 を行う方式。
- 10 設計技術が施工技術と一体で開発されることなどにより、個々の業者等が有する特別な設計・施工技術を一括して活用 することが適当な工事を対象として、設計・施工分離の原則の例外として、概略の仕様等に基づき設計案を受け付け、 価格のみの競争又は総合評価により決定された落札者に、設計・施工を一括して発注する方式。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術 提案を求める方式による場合において競争に参加す る者の数が多数であると見込まれるときその他必要 があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等 の技術を有する者が新規に競争に参加することが不 当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該 公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価す ること等により一定の技術水準に達した者を選抜し た上で、これらの者の中から落札者を決定すること ができる。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式) 第二十条発注者は、公共工事等の発注に当たり、 地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続 的な実施のために必要があると認めるときは、地域 の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものと する。

- 一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契 約により発注する方式
- 二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方
- 三 複数の建設業者等により構成される組合その他 の事業体が競争に参加することができることと する方式

4. 公共調達の適正化に関する関係省庁連 絡会議

公共工事に限らず、国と公益法人等の契約の不透明性 も指摘されるなか、公共工事の入札契約の改善その他の 公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を 確保し施策の円滑な実施を図るため、2005年12月関係 省庁申合せにより、公共調達の適正化に関する関係省庁 連絡会議(以下、連絡会議という。)が内閣官房副長官 を議長とし各省庁の局長クラスが構成員となり、2005 年2月に内閣官房に設置された。

(1) 公共調達の適正化に向けた取り組みについ て

連絡会議では、2006年2月に「公共調達の適正化に 向けた取り組みについて」が取りまとめられ、入札談合 の徹底排除と随意契約等の一層の適正化を図るため、主 に次の施策が実施された。

① 公共工事の入札契約の改善

(一般競争入札方式の拡大)

国が国内において発注する予定価格2億円以上の工事 については、工事目的物の有する特殊性に鑑みて一般競 争方式に適さないものを除き、一般競争入札を原則とす

る。予定価格が2億円未満の場合でも、出来る限り一般 競争入札方式の導入に努める。

(総合評価方式の拡充)

品確法の趣旨を踏まえ、技術的工夫の余地のある工事 については、価格以外の要素と価格との総合的に評価す る総合評価方式を拡充する。

(一般競争方式等における入札契約手続きの改善)

- ➤ 入札契約適正化法第5条に定める公共工事の入札情 報をインターネットで公表する等により透明性等の 一層の向上を図る
- ➤ 入札監視委員会等の第三者機関の活用、公正取引委 員会との連携強化等、入札契約過程の監視強化の取 組みを行う
- ➤ 大規模・組織的な談合であり、悪質性の高い場合に は、最長24ヶ月の入札参加停止ルールを明確にす るなどのペナルティ強化を図る
- ➤ 電子入札の一層の活用を進める

② 随意契約の適正化

(随意契約の緊急点検と結果を踏まえた見直し)

各省庁が2005年度に締結した随意契約のうち所管公 益法人等(独立行政法人、特殊法人、認可法人、所管公 益法人、特定民間法人)と契約締結したものについて、 随意契約理由が適切であったかという視点から点検をす

点検結果を受けて、所管公益法人等に係る随意契約 は、問題があった場合には新たな随意契約を行わないな どの見直しを行い、「随意契約見直し計画」を策定し公 表する。各省庁においてはフォローアップを行い結果を 公表する。

③ 随意契約に係る情報の公表充実等

- ➤ 本省庁ですべての随意契約を公表していない場合に は、本省庁のホームページからすべての外局、地方 支分部局の随意契約公表ページへのリンクを張るな ど、公表の一覧性を確保する。
- 契約の相手が所管公益法人等の場合には、随意契約 理由を具体的かつ詳細に記載する。

④ 内部牽制の充実

(決裁体制の強化)

各省庁は、所管公益法人等との間で随意契約を行う場 合には、必ず官房会計課等により随意契約理由その他の 審査・決裁を経るような決裁体制を強化する。

(内部監査の強化)

財務省通知「随意契約に関する事務の取扱い等につい て」(平成17年2月25日財計第407号)における内部監 査の重点実施に関して、所管公益法人等との随意契約に ついても重点的に監査する。

(2) 公益法人等との随意契約の適正化について

連絡会議は、「公益法人等との随意契約の適正化につ いて」(平成18年6月13日)¹¹を公表している。これに よれば、各府省の随意契約の見直し計画により、平成 17年度実績で競争性のない随意契約が2兆1,743億円

(2万9,631件) であったものが、見直し後(17年度べ ース) は競争性のない随意契約は7,160億円(6,843件) と金額で67%、件数で77%の減少(一般競争入札等及 び競争性のある随意契約への移行)となっている。

(図表5:公益法人等との随意契約適正化の概略)

公益法人等との随意契約の適正化について

1.見直しの方針

○政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外。この原点に立ち帰り、国民の目線に立って厳格かつ 徹底的に見直し

2.見直しの対象とした随意契約

- ○今回の緊急点検・見直しの対象とした随意契約(以下の基準により各府省が抽出)
 - :平成17年度 契約年度
 - ・契約主体 : 各府省(地方支分部局も含む。国会、裁判所、会計検査院も自主的に点検) ・契約の相手先:所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等
 - :100万円以上(委託契約の場合) ・契約金額

3.見直しの内容

- ○競争的手続の導入により改善することとした主なもの
 - ・行政補助的な業務(新聞のスクラップ等)⇒一般競争入札等に移行
 - **・複数年を前提とした契約(リース契約等)⇒初年度のみならず次年度以降も含めて評価した一般競争入札等に移行**
 - ⇒総合評価による一般競争入札や企画競争・公募に移行 調査研究等の業務等
- ○競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められる主なもの
 - ・ライセンス国産による防衛装備品の調達等
 - ・法令等により契約先が特定されているもの(貨幣の製造等)
 - ・物理的理由から供給者が特定されるもの(入管業務の審査場を空港管理会社から賃借する場合等)
 - ・その他(電気、ガス、水道、電話代(供給元が一の場合のみ)、料金後納郵便料等)
- ○各府省において「随意契約見直し計画」を策定し、一般競争入札等に移行する時期等を明示し、速やかに移

効率的かつ公平な政府調達の確保により、歳出の無駄を徹底的に排除

(出所:内閣府公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議HP12)

(3) 公益法人等以外との随意契約の適正化につ いて

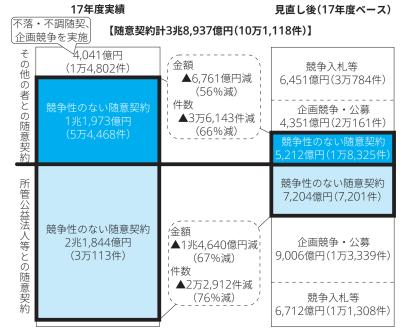
連絡会議は、所管公益法人等に加え、所管公益法人等 以外との随意契約についても検討した「随意契約の適正 化について」(平成19年1月26日)を公表した。これを 受けて「随意契約見直し計画」が改訂されている。公表

資料(図表6)によれば、平成17年度実績で公益法人等 以外との競争性のない随意契約1兆1,973億円(5万 4,468件) のうち6,761億円(3万6,143件) と金額で 56%、件数で66%を一般競争入札等及び競争性のある 随意契約へ計画的に移行することになるとしている。

¹¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/060613siryou_2.pdf

¹² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/060613siryou_2.pdf P1

(図表6:平成17年ベースでの随意契約適正化の取組みによる随意契約減少状況)



(出所:内閣府公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議HP13を加工)

(4) 随意契約の適正化の一層の推進について

随意契約については、各府省においては2度の「随意 契約見直し計画」作成を受け、独立行政法人において は、2006年3月に各府省を通じて随意契約基準策定や 随意契約の公表、2007年2月には随意契約の適正化及 び事後評価を改めて要請したが、一方で、次の指摘が各 方面から上がった。

- ・競争的手続きへ移行したが、特定の者以外が事実上満 たすことのできない条件を設定し、結果として競争が 成立せずに、特定の者と随意契約をしている
- ・競争が行われない結果、契約額が予定価格に近似し、 調達コストの増嵩を招いている
- ・入札契約を監視する第三者監視機関が設置されていな い、あるいは、十分に機能していない

これらを受け、連絡会議では、「随意契約の適正化の 一層の推進について」(2007年11月2日) ¹⁴を公表した。 ここでは、以下の取組みを迅速に実施し、公共調達にお ける無駄を徹底的に排除し、国民の信頼を取り戻すよう に努めることが強調された。

- ① 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
- ② 監視体制の充実強化
- ③ 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体 制

5.「公共調達の適正化について」

上述の「公共調達の適正化に向けた取り組みについ て」を具体化するかたちで、「公共調達の適正化につい て」(平成18年8月25日財計第2017号) 15 (本稿では、 財務省通達、としている。)が財務省より発出された。

ここでは、公共調達の適正化の必要性に関して、次の ように言及されている。

公共調達については、競争性及び透明性を確保するこ とが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行 っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことは あってはならない。しかしながら、昨今、公益法人等と の契約に関する各省各庁の運用には、広範囲にわたり、 安易に随意契約を行うなど、必ずしも適切とはいえない 事例があるのではないかとの指摘が行われるなど、国民 に対する説明責任を十全に果たしているとはいえない状 況となっている。こうした指摘を踏まえ、政府として随 意契約の適正化について取組を進めた結果、先般、「公 共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において 「公益法人等との随意契約の適正化について」が取りま とめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考 え方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として 随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が 盛り込まれたところである。このため、今般、入札及び 契約に係る取扱い及び情報の公表等について、現在まで に取り組んできた措置等も含め、改めて、下記のとおり

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/070126siryou_2.pdf

¹⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/071102honbun.pdf

¹⁵ https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm

扱いを行うとともに、情報公開の充実に努められたい。

定めたので、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取 同時に、予定価格の性格にも考慮し、予定価格のより一 層の適正な設定に努めることとされた。

(1)総合評価方式の拡充について

財務省通達では、研究開発、調査研究又は広報等の技 術的要素等の評価を行うことが重要である契約について は総合評価方式を拡充するとされた。総合評価方式の実 施においては、発注者側における提案内容審査の透明性 や公正性の確保の重要性に鑑み、総合評価の結果公表を 徹底することに加え、評価方法の作成や落札者決定段階 において学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映さ せるための方策を講じるよう努めることが要請された。

(2) 随意契約による場合の対応

競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除 き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む)と された。同時に、従来、競争性のない随意契約を実施し てきた契約については、次の区分により、一般競争入札 (総合評価方式を含む)又は企画競争もしくは公募を行 うことにより、競争性及び透明性を確保するものとされ

区分	原則的契約方法	例外等
行政補助的な業務に係る 役務等の契約	価格競争による一般競争 入札	事務又は事業等の性格から原則的方法により難い場合には、総合 評価方式による一般競争入札も可。
調査研究等に係る委託契約	総合評価方式による一般 競争入札	事務又は事業等の性格から原則的方法により難い場合には、次による。総合評価方式による一般競争入札に移行するための検討を行う。 ・「審議会等により委託先が決定された者との委託契約」については、審議会等に事案を提示する前に公募を行い、当該事案等を選択した理由等を詳細に公表することで、透明性を高める。 ・「調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしている」場合には、公募を行い、その結果、示した要件を満たす者が一しかいない場合にはその者との契約はやむを得ないが、複数あった場合には総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行う。
リース契約等	国庫債務負担行為を活用 し、一般競争入札(総合 評価方式を含む)又は企 画競争による複数年度契 約	
設備、物品又は情報処理 のためのシステム等の調 達と不可分な関係にある 保守点検業務及びこれに 付随する業務に係る契約	保守点検業務等が不可分とならないように見直す (特にシステム開発及び運用に係るもの)。	保守点検業務等を含めた複数年度契約ができないか、保守点検業 務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることが 出来ないか等について検討する。
国家試験等の実施に係るもの	試験又は講習の実施に係る会場の借り上げについては、公募とする。 試験問題の印刷については、(独)国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえ、一般競争入札等によることの適否を検討する。	
一般競争入札によることができるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約	一定の要件を明示したう えで公募とする。当該要 件を満たす者から申込み があった場合には、全て の者と契約する。	

また、随意契約が認められる次の場合における留意事項として、次のように示されている。

法令の文言	留意事項
緊急の必要により競争に付することができない場合」(会計法第29条の3第4項)	単に国内部の事務遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。
「競争に付することが不利と認められる場合」(会計法第29条の3第4項)	予決令第102条の4第4号に列挙されている場合であっても、具体的 に説明できる必要があることに留意しなければならない。
「国の行為を秘密にする必要があるとき」(予決令第99条第1号)	左記の理由により随意契約を行うことが出来るのは、外交又は防衛 の活動等において、その行為を公にすることにより重大な支障が生 じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られる。
「予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき」(予決令第99条第2号)	左記の「少額随意契約」であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入
「予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき」(予決令第99条第3号)	† 札に付することとする。
「予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき」(予決令第99条第4号)	
「工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借 以外の契約でその予定価格が百万円を超えないも のをするとき」(予決令第99条第7号)	

(3) 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開 発及び運用等を委託する場合(委託費によるもののほか) 庁費、調査等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100万円を超えないものを除く。)には、次の取扱いに より、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう にし、適正な履行を確保しなければならないとされてい る。また、競争入札による場合であっても、再委託には 承認を必要とするなどの措置を定め適正な履行を確保す ることとされている。

① 一括再委託の禁止

ない、いわゆる「丸投げ」の禁止である。

② 再委託の承認

再委託先の名称等、再委託の範囲、必要性及び契約金 額について、契約の相手方に書面にて提出させ、次の点 について審査の上、適当と認められる場合に承認する。 再委託内容等の変更については変更届の上、再度審査を 実施する。

- ・再委託を行う合理的理由
- ・再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

・その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有 することから「競争を許さない」(会計法第29条の3第 4項)として随意契約としている場合には、再委託の承 認にあたっては、随意契約理由との整合性について、特 に留意する。

③ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われ る、いわゆる再々委託の場合には、当該第三者の名称等 や再委託の範囲を記載した書面を契約の相手方に提出さ せ、委託契約の履行体制の把握に努める。適正な履行確 委託契約の全部を一括して第三者に委託させてはなら 保のために必要ある場合には、契約の相手方に対し、報 告を求める等の必要な措置を講じる。

(4) 契約に係る情報の公表

国の支出の原因となる契約を締結した場合には、原則 として締結日の翌日から起算して72日以内(但し、各 年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約に ついては93日以内)に、次のフォーマットにより公表 しなければならないとされている。いずれも出所は財務 省HP「公共調達の適正化について」16。

¹⁶ https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm

公共調達	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)								
公共工事の 名称、場所、 期間及び種 別	契約担当官 等の氏名並 びにその所 属する部局 の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手 方の商号又 は名称及び 住所	一般競争入 札・指名競 争入札の別 (総合評価 の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備	考

公共調達	公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)								
公共工事の 名称、場所、	契約担当官 等の氏名並	契約を締結した日	契約の相手 方の商号又		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備
期間及び種別	びにその所 属する部局 の名称及び 所在地		は名称及び住所	した会計法 令の根拠条 文及び理由 (企画競争 又は公募)					考

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)									
物品役務等 の名称及び 数量	契約担当官 等の氏名並 びにその所 属する部局 の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手 方の商号又 は名称及び 住所	一般競争入 札・指名競 争入札の別 (総合評価 の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備	考

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)									
物品役務等 の名称及び 数量	1	した日	契約の相手 方の商号又 は名称及び 住所	随意契に としたのので を を を を を を を を を を を を を を を を を を	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考

(5) 公共調達に関する問い合わせの総合窓口の② 随意契約の重点的監査

本省庁に公共調達に関する問合せ対応の総合窓口を設 置し、ホームページで連絡先等を公表しなければならな U10

(6) 内部監査の実施等

次のように、内部監査実施時の留意事項などに言及さ れている。

① 監査を行うにあたっての留意事項

財務省通達の「1. 入札及び契約の適正化を図るため の措置」及び「2. 再委託の適正化を図るための措置」 に留意する。

随意契約については、監査計画等において重点的に監 査を行うことを定め、次の事項に留意する。

- ➤ 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」とし て随意契約を行ったもの
- ・単に当該業務に精通しているとしていることのみをも って「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」と しているものは、仕様書及びマニュアルの作成等によ り競争が可能であって、随意契約理由としては不適切。
- ・契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合 や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託して いる場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分で ないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不 適切。

➤ 少額随意契約

- ているようなものは、不適切。
- ・予決令第99条の6に定める、なるべく二人以上の者か のは不適切。

③ 監査結果を踏まえた検討

内部監査の結果を踏まえて、一般競争入札等にできる ものがないか等の検討をする。

④ 監査マニュアル等の整備

監査要領や監査マニュアル等において、監査方法等の 記載を充実し、内部監査の質向上を図る。

⑤ 決算検査報告の活用

自省庁のケースであるかにかかわらず、会計検査院の 決算検査報告における指摘等を踏まえ、監査を行う。

⑥ 内部監査の実施状況

内部監査による見直した事例については、本省庁にて 一元管理し、データベース化を進める等の共有に努める。

⑦ 決裁体制の強化

随意契約を行う場合には、官房会計課等により必ず随

意契約とした理由等の審査及び決裁を行うなど、各省庁 ・合理的な理由なく、意図的に契約を分割して少額にしの実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機 能させるように努める。審査をする官房会計課等が随意 契約を締結する場合にも、複数者により審査及び決裁を ら見積書を徴する等の手続きを適正に行っていないも
行うなどにより内部牽制機能に配慮する。地方支分部局 においても、実情に応じて同様の措置をとる。

(7) 契約に関する統計の作成

毎年度、4月1日から翌年3月31日までを期間とした 統計を作成し、財務大臣に送付する。

- ① 対象とする契約は、予定価格が予決令第99条第2 号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超 えないもの(少額随意契約)等を除く国の支出原因 となる契約。
- ② 統計の種類
- ➤ 契約金額及び件数に関する統計: 全体統計(公共工事を含む)と物品等又は役務に区 分し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約に区 分して件数及び金額を記載する。
- ➤ 随意契約に関する統計:

随意契約の相手先を次の5区分に分け、それぞれに ついて、随意契約とした根拠条文別に件数及び金額 並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記 載する。

区分	内 容
所管公益法人	民法第34条の規定に基づき設立された各省庁が所管する法人
その他の公益法人	民法第34条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を 目的とする学校法人、社会福祉法人等
独立行政法人等	独立行政法人及び国立大学法人
特殊法人等	法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人及び特別 な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人
特定民間法人	公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表する退職職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握知っている法人その他必要と認める法人

6. 府省庁共通システム「調達ポータル」

手続きをオンラインで実施するために府省庁共通のシス テム「調達ポータル」¹⁷を設置している。過去には、入 札には全ての書類を紙で準備し、代表者の委任状を持っ た担当者が、入札日時に指定された場所に赴かなければが重要だが、一方で公共調達に関する改善課題は残って ならなかったが、現在では、必ずしもその必要は無くな いる。次稿では、公共調達の課題、国の契約のモニタリ っている。

約の適切な履行の確認、モニタリングについて、何度も 繰り返し、契約の公正性や経済性、確実性、透明性が強 国では、調達案件の検索、電子入札、契約等の一連の調され、実行されてきた。それは、新たな法令や通達な どを通じてなされ、その過程では公共工事の品質面の確 保に関しても見直されてきた。国のこれらの活動は一定 の成果を上げており、これらの活動を継続していくこと ングについて確認していく。

以上

7. 最後に

国の公共調達では、契約の相手方事業者の選定から契

¹⁷ https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101